

令和4年4月以降の就学援助制度の変更点について

1. オンライン学習通信費の支給について

利根町では各学校において、タブレットの持ち帰り学習が始まったことから、就学援助の対象経費として、オンライン学習通信費を追加しました。

対象となるのは、家庭にオンライン学習のできる通信環境を備え、学校又は教育委員会が認める家庭でのオンライン学習を行う児童生徒のいる世帯に対するオンライン学習のための通信費（モバイルルーター等の通信機器の購入又はレンタルに係る費用を含みます）です。

年間（世帯ごと）：14,000円

2. 認定要件の追加・変更について

就学援助の認定要件を下記のとおり追加・変更し、対象者の範囲を拡大します。

<追加>

- ・児童扶養手当の支給を受けている方

<変更>

- ・前年度の世帯の所得額が、生活保護法第8条の規定に準じて、別に定める算式により算定した額

令和3年度まで：1.1倍以下の者→令和4年度から：1.2倍以下の者

3. 審査対象世帯の定義の変更について

より正確な審査を行うために、認定要件の審査対象となる世帯の定義を下記のとおり変更します。

令和3年度まで：住民票上の同一世帯＋該当児童生徒と生計を同一とする者

令和4年度から：同一住所に居住する者＋住民票上の同一世帯
＋該当児童生徒と生計を同一とする者

裏面に続く

4. 申請方法の変更について

- ・申請書の押印が不要となります。その代わりに、身分確認書類（運転免許証やマイナンバーカード、健康保険証のコピーなど）の添付が必須となります。書類の添付がない場合、書類不備により申請を受付することができませんのでご注意ください。

※押印廃止は、だれでも入手可能な押印による本人確認を見直し、事務の適正化を目的に行うものです。ご協力をお願いします。

- ・書類の提出先は、今まで通り通学している学校に加え、教育委員会の窓口でも直接受付可能です。
- ・申請書の紙での提出に加え、オンラインでの申請もできるようになりました。詳しくは別紙の「電子申請入力にあたって【令和4年度利根町就学援助申請】」をご確認ください。

※申請入力前に、必ず添付の必要な書類の画像データを事前に準備してから入力に進んでください。